

政令第 号

海上運送法施行令及び船員法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第四十五条の四第一項及び第二項並びに船員法（昭和二十二年法律第百号）第二百一十一条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（海上運送法施行令の一部改正）

第一条 海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第一項第三号中「第三十九条の五第二項及び第六項」を「第三十九条の五第三項、第四項、第八項及び第九項」に改め、第二項中「第三十九条の七第一項」を「第三十九条の九第一項」に改める。

（船員法関係手数料令の一部改正）

第二条 船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第九号中「八まで」を「二まで」に改め、同号ハ中「の検査を受けようとする者」の下に「（二に掲げる者を除く。）」を加え、同号ハ(1)中「五万四千七百円」を「五万四千九百円」に改め、同号ハ(2)中「四

万五千八百円」を「四万六千五百円」に改め、同号に次のように加える。

ニ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の五第四項の規定による検査を受けた船舶について法第百条の六第一項の検査を受けようとする者 (1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 本邦内において行う検査を受けようとする者 五万二千百円

(2) 本邦外において行う検査を受けようとする者 四万三千七百円に、当該検査のため職員二人が当該検査に係る船舶の所在地に出張することとした場合における旅費の額に相当する額を加算した額

附 則

この政令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

理由

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴い、海上運送法に規定する国土交通大臣の職権で地方運輸局長が行うものを追加する等の必要があるからである。